

野田 九条通信

2014年8月 104号

「野田・九条の会」事務局

TEL 7122-0502

野田九条の会ホームページ

<http://www8.ocn.ne.jp/~paysan>

平和のつどいのだ 8月16日・17日 中央公民館で開催

今年の平和のつどいは、8月16日(土)、17日(日)の2日間中央公民館1階全体で行われます。集団的自衛権行使容認を閣議決定された今年、九条の危機。戦争のできる国に向かうのか、憲法九条のもとでさらに平和外交を進める国に向かうのか、私たち市民もしっかり考える時ととらえています。

17日午後には元外交官の孫崎享さんを迎え集団的自衛権行使の危険性と平和的に解決するヒントなどを実際に外交の世界で活躍してこられた目を通して話していただきます。その後「ぶっちやけトーク」にも参加していただき、みんなで本音で話し合います。

16日には沖縄高江のオスプレイ基地建設に反対する住民の「ただ平穩に暮らしたいだけ」という当たり前の願いさえ暴力で踏みつぶしていく権力(戦争へ向かう暴力)の現実を映画で観ます。とにかく知るどころから始めます。このほか戦争体験のお話も新しいスタイルで6〜7人の方々が語ります。被爆者の会では広島折鶴で有名な佐々木禎子さんの甥の佐々木祐滋さんが歌と語りて被爆を語ります。

「たけなご」の日本。戦争する国じゃない国?

昨年12月多くの反対を押し切って特定秘密保護法が成立し、施行は1年後ということですが、法律が実際に運用されるための運用基準が出され、7月24日〜8月24日までパブリックコメントの募集が始まりました。

野田の会はこのパブリックコメントに対して、たくさんの意見を出そうとハガキを作りました。官製はがきに印刷した

ものは、カンパも含め60円でお分けします。この通信と一緒に配布する私製はがきのものは52円の切手を貼って、必要事項を記入して投函してください。国民の意見を正式に言えるチャンスです。一人一人の力を結集しましょう!



たくさんの催しがある2日間、詳しい日程はチラシをご覧ください。

秘密保護法運用基準パブリックコメント

九条の会年間賛同金のお願い

すでにお手元に届いていると思いますが、野田・九条の会の賛同金お願いします。賛同金とカンパで運営している市民運動はいつも厳しい財政状況です。九条の会は安倍政権の集団的自衛権行使容認という崖っぷちに立ち、ますますしつかり運動しなければなりません。消費税増税など厳しい状況の中ですが、どうぞご協力お願いします。この機会に、お知り合い、お友達にも声をかけてください。賛同金はお近くの事務局にお渡しくださるか、郵便振替をご利用ください。

郵便振替 00150-0-638912 野田・九条の会

今月の予定

8月3日(日)	13:00~17:00	DVD上映会「ポチの告発」・意見交換	南部梅郷公民館 南地域九条の会
8月9日(土)	14:00~16:30	野田・九条の会定例会	中央公民館会議室 野田九条の会
8月9日(土)	17:00~18:00	ボードで9条アピール 秘密保護法廃止シール投票・署名行動	愛宕駅 野田九条の会
8月16日(土)	9:30~20:00	8月17日(日)	9:30~17:30
平和のつどいのだ 2014 中央公民館			
8月26日(火)	17:00~18:00	秘密保護法廃止シール投票・署名行動	愛宕駅 秘密保護法廃止!野田の会
9月7日(日)	13:30~16:30	DVD上映会 「よみがえる戦場の記憶 沖縄戦!」・意見交換	南部梅郷公民館 南地域九条の会

九条の眼「報道の自由度」、秘密保護法で急落

日本の「報道の自由度」は、2010年で11位だったのが、2012年に低下。2013年に53位に急落。2014年には、とうとう59位にまでなっていました。ここ10年で最悪の順位です。

先進国とされている経済協力開発機構 OECD に加盟している34カ国中29位です。

2013年に急落したのは、原発問題を報道しようとすると圧力がかかることや、記者クラブに入っていないと思うように取材できないという閉鎖性が改善されていないことが理由でした。2014年に下がった理由は、秘密保護法ができたことで、原発やアメリカとの関係といった重要な問題について、政府の透明性が下がることや、調査報道、公共の福祉のための報道、取材源の秘密といったものが犠牲になってしまうということでした。

国際ジャーナリスト連盟は、取材・報道の自由や知る権利を侵害するとして反対声明を発表。ツワネ原則の起草者の一人でもあるフランク・ラ・ルー国連特別報告者は、深刻な懸念を表明。アメリカ政府の重要ポストを歴任したモートン・ハルペリン氏は、「この法律は21世紀の民主主義国家において最悪の部類に入るものだ。その内容と同じくらい深刻なのは、市民社会や世界の専門家を関与させた広範囲にわたる公聴会や協議会なしにスピード成立させてしまうことにある」と批判しました。

秘密保護法は、憲法で保証されている国民の権利を奪うものです。国際的にも、「最悪の部類の法」とまで言われている稀代の悪法を本当に施行させてしまっているのでしょうか。秘密保護法廃止野田の会は、毎月26日、駅頭にて宣伝・署名行動を行っています。一人の力は微力でもまとまれば大きな力になります。あなたのお力をお寄せ下さい。

また、秘密保護法を廃止させる千葉の会が東京新聞、千葉日報へ掲載の意見広告賛同金を募っています。以下の郵便振替をご利用下さい。

加入者名 秘密保護法を廃止させる千葉の会
00190-6-291726

伊藤 進



九条の会 アピール 集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、いまこそ主権者の声を全国の草の根から

安倍晋三内閣は7月1日、多くの国民の反対の声を押し切って、集団的自衛権行使を容認する新たな憲法解釈の閣議決定を強行しました。憲法9条の下では集団的自衛権の行使は許されないとする政府の憲法解釈は、60年以上にわたって積み重ねられ、国会答弁などをつうじて国民に示されてきたものです。これを一内閣の考えでくつがえすことは、まさに立憲主義破壊の暴挙です。

集団的自衛権による武力行使は限定的なものとの政府の説明とは反対に、閣議決定の内容は際限なく武力行使が拡大できるものとなっています。国連安全保障理事会の決定にもとづいておこなわれる軍事行動への参加も明示的には否定されてはいません。自衛隊は海外で武力行使しないという原則がくつがえされ、自衛隊員が海外で殺し殺されることとなります。「戦争をしない、軍隊をもたない」と定め、国の安全と生

命・自由・幸福追求の国民の権利は徹底した平和外交によって守るとした憲法9条を根底から破壊するものです。

安倍内閣は今回の閣議決定を基礎に、自衛隊法、周辺事態法 PKO 法など関連する法律の「改正」をおこない、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の再改定によって日本を「戦争する国」にしようとしています。

今こそ、私たちは主権者として、集団的自衛権行使容認の閣議決定に対して、きっぱりと「NO」の意思を示し、「戦争する国づくりは許さない」との声を全国の草の根からあげるときです。

全国のすべての「九条の会」が、その先頭にたって、創意と工夫をこらした多様な行動に立ちあがることを呼びかけます。



2014年7月5日
九条の会